

基本計画編



- 第1章 環境の志 — 自然とともに生きる —
- 第2章 生活・安全の志 — 安全を保ち、快適に暮らす —
- 第3章 地域経済の志 — まちを潤す —
- 第4章 健康・福祉の志 — 人と命を大切にする —
- 第5章 教育・文化の志 — 人を育て、ふるさとを誇る —
- 第6章 まちづくりの志 — 未来を拓く —



第1章

環境の志

— 自然とともに生きる —

1-1 自然環境の保全

■(1) 自然保護・再生の推進 ■

現状と課題

- 全域が伊勢志摩国立公園に含まれる本市は、雄大な太平洋に面し、英虞湾、的矢湾といったリアス式海岸の特徴的な美しい自然を有しており、地域固有の自然をいかして水産業や農業、観光業を中心発展してきました。しかし、市民を取り巻く環境は産業構造の変化や経済活動の発展および生活スタイルの変化により、自然環境の悪化が大きな問題となっており、人類共通の財産である自然環境を保全し、次の世代へと残していくことが求められています。美しい自然環境のなかで暮らし続けるとともに、海、山の資源を持続的に活用していくことができるよう、身近な自然について市民一人ひとりの関心をさらに高めていくための取り組みを進めるとともに、志摩自然保護官事務所をはじめ、各関係機関との連携を図りながら、自然保護・再生に努めていくことが必要です。
- 英虞湾、的矢湾といったリアス式海岸が形成する海域は閉鎖性が高く、太平洋との海水の交換が少ないうえに、生活排水等の流入や、海底に汚泥が堆積するなど水質汚濁が進んでいます。現在、(財)三重県産業支援センターが中核となって「英虞湾再生プロジェクト」を開催していますが、今後は地域の多様な主体が連携し、自然再生に取り組んでいかなければなりません。海の恩恵を受ける本市においては、英虞湾、的矢湾といった閉鎖性水域の再生は重要な課題となっています。

施策の体系

自然保護・再生の推進——①自然保護・再生の推進



施策の方向

①自然保護・再生の推進

①-1 自然と環境の保全

自然保護または再生といった気運が近年高まりつつありますが、地域の多様な主体が参加して自然保護、再生またはその状態を維持管理し、総合的な環境行政を進めるため、自然環境保護

審議会において、これらの施策や規制について審議します。また、「英虞湾再生プロジェクト」の取り組み成果を有効活用していくため、地域組織ならびに関係機関と連携を図りながら「自然再生推進法」に基づく地域自然再生協議会の設立に向けて取り組みを進め、自然環境の保全に努めます。

①-2 環境教育の推進

地域の自然をはじめとした環境保全の意識が高まるよう、小中学校において環境学習の充実を図ります。また、生涯学習を通じてだれもが環境について学べるよう、環境教育の推進を図るとともに、美化清掃、動植物の調査・保護などの体験やパークレンジャー^{*1}などの活動を通して、自然保護、動植物愛護の心を育みます。

①-3 水環境の向上

本市の水環境の向上をめざし、水源涵養の機能を有する里山環境を保全するとともに、河川・海域等の水質検査を実施して効果的な排水対策を講じます。また、下水道への加入、合併処理浄化槽の普及を促進し、河川・海域の水質浄化に努めます。

①-4 河川・海岸の環境整備

自然にやさしい海岸保全や利用しやすい海岸保全施設の整備など、ビーチ文化^{*2}を視野に入れた、一年を通して人びとが集い、ふれあい、老若男女が憩えるような環境や、自然景観と調和した海岸整備を国・県へ働きかけていくとともに、河川についても、多自然型護岸^{*3}の整備や親水機能^{*4}のある水辺空間の創出等、河川環境の向上に努めます。また、市民、市民団体、ボランティア^{*5}組織等と連携して美化に努めます。

- (主な事業)
- * 地域自然再生協議会の設立
 - * 水質調査
 - * 河川浄化施設整備事業

*1 パークレンジャー：自然保護官。アメリカの国立公園で働く人びとがレンジャーと呼ばれていることから、日本においても特に国立公園を管轄する自然保護官をパークレンジャーと呼んでいる。一般的には自然環境保全にかかる現場職員を総称して使われる。

*2 ビーチ文化：長年にわたって形成される、人と海辺のかかわり方や海辺の利用方法に関する慣習のこと。日本ビーチ文化振興協会では、主に夏場の海水浴を中心とした海辺の利用方法を見直し、一年を通じて人びとが集い、憩えるような新しい文化を創出しようと、ビーチスポーツをはじめとした、ビーチ文化の普及を図っている。

*3 多自然型護岸：治水上の安全性を確保しつつも、単なる自然保護だけでなく、自然を積極的に再生しながら水辺の環境づくりを進めるという考え方をもとに、自然材料（石材、木材、植物）を使った護岸整備のこと。

*4 親水機能：水との親和性があること。水に親しむことのほか、水にふれること、接することや馴染むことなどが含まれる。

*5 ボランティア：自らの意志であり、見返りを期待しない社会的貢献。生きがいや自己実現のためにボランティア活動を志向する人が増えており、福祉、環境、防災、交流など多様な場面での活躍が期待されている。

■(2) 景観保全の推進 ■

現状と課題

- 全域が伊勢志摩国立公園に含まれる本市においては、市民一人ひとりが国立公園地域に住んでいるという認識のもと、日常生活から環境美化意識を持って、自然環境と景観の保全に努めることが求められます。今後、地域の環境保全と美化を進めため、各地域での監視体制の拡充に努めるとともに、市民の環境美化意識を向上させていくことが必要です。
- 国立公園地域においては、恵まれた自然の景観・眺望ならびに良好な生態系を守り、美しい自然景観を保全・形成していくため、そこで生活する一人ひとりが認識を持ち、守るための行動を起こすことが必要です。

施策の体系



施策の方向

①環境保全・美化の推進

担当課／生活環境部 環境課

①- 1 監視業務の充実

市内各地域へ環境監視員を配置して監視巡回を実施し、山林や河川・海岸へのごみの不法投棄の防止を図ります。

①- 2 環境美化意識の啓発

環境美化に関する啓発活動を推進し、国立公園内で生活を営む市民として、自分たちの周りからきれいに、美しくする花いっぱい運動や清掃活動など、市民の主体的な環境美化活動を促進し、環境意識の高揚に努めます。

(主な事業) * 環境保全関連の指導啓発事業

②自然景観の保全

担当課／生活環境部 環境課

②- 1 自然景観の保全

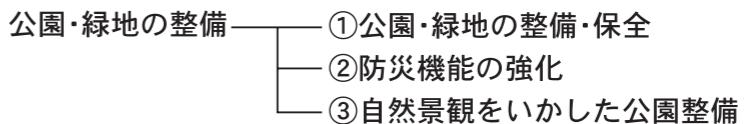
市民が健康で文化的な生活を営み、恵まれた自然と良好な景観を確保するため、市民、企業、行政等がそれぞれの責任を明らかにし、自然と環境を守るために施策を進めます。

■(3) 公園・緑地の整備 ■

現状と課題

- 公園・緑地は、生活に潤いを与える空間として重要な要素であり、交流、教育、レクリエーション^{*1}の面においても重要な場を提供するものです。快適な住環境を形成するため、社会資本として公園・緑地の整備・保全を総合的に進めが必要です。
- 公園・緑地は、だれもが憩える空間であるとともに、防災機能をあわせ持っています。身近な公園は、地域の防災拠点として、また、地域住民の集結場所や救護活動の拠点等として機能する一次避難地になり、特に市街地では重要な役割を果たします。安全で安心できる都市づくりを進めるためには、災害時に避難地や防災拠点としての機能を果たせるよう、防災機能の向上が求められています。
- 国立公園地域という自然に恵まれている立地条件をいかし、広域的レクリエーション活動の需要に対応した公園・緑地を提供することが求められています。

施策の体系



^{*1} レクリエーション：仕事や勉強などの疲れを癒やし、精神的、肉体的に新しい力を盛り返すため、余暇時間に行われるスポーツ・芸術・娯楽など。

施策の方向

①公園・緑地の整備・保全

担当課／建設部 都市計画課

①- 1 都市公園の適正管理

市民が安心して快適に利用できる公園とするため、景観植栽の維持管理および遊具の安全管理に努めます。

①- 2 地域住民による維持管理の推進

身近な公園の維持管理へ市民参加を促し、地域住民が愛着の持てる公園づくりに努めます。

①- 3 公園のバリアフリー化の推進

市民の憩いの場である公園を、だれもが利用しやすく、楽しめる公園とするため、園内の段差の解消など、公園のバリアフリー化を推進します。

(主な事業) * 緑の基本計画^{*1}策定事業
* 都市公園維持管理事業

②防災機能の強化

担当課／建設部 都市計画課
総務部 防災交通課

②- 1 防災機能の強化

災害時に拠点として機能するよう、都市公園における施設の整備・充実を図るとともに、学校、病院、福祉施設等の関係施設との連携による防災機能の強化を図ります。

(主な事業) * 阿児ふるさと公園整備事業
* 防災公園整備事業（和具地区）

③自然景観をいかした公園整備

担当課／産業振興部 ともやま公園事務所
商工観光政策課
企画部 企画政策課
建設部 都市計画課

③- 1 自然景観をいかした公園整備

登茂山や横山の自然をいかし、野外活動教育や身近なスポーツ・レクリエーションの場等の拠点としての「ともやま公園」および市民や観光客の憩いの場としての「創造の森横山」を快適に利用できるよう、園地の適切な維持管理に努めます。また、動植物の保護、海岸保全および樹木等の保全を図り、自然景観の保全・形成に努めます。

(主な事業) * ともやま公園整備事業
* 創造の森横山等整備事業
* 円山公園整備事業

1-2 環境共生型社会の構築

■(1)ごみ処理、リサイクルの推進■

現状と課題

- 今日のごみ処理行政では、従来のごみの適正処理に加えて、ごみの減量化、リサイクルが推進されています。ごみの減量化とリサイクルは、地方自治体共通の重要な課題となっており、効果的かつ効率的なごみ処理を進めるためには、まず適切な収集・運搬体制を確立することが必要です。
- 本市においては、ごみ減量化等の推進によって可燃ごみは減少傾向にありますが、資源ごみは増加傾向にあります。ごみの減量、排出抑制など循環型社会^{*1}の構築に向けて、行政はもとより市民、事業者も含めた意識の変革が必要です。

■ごみ投入実績の推移

(単位: t)

区 分	可燃物	平成15年度	平成16年度
		不燃物	粗大ごみ
志摩市分	3,693	211	246
鳥羽志勢広域	3,325	167	188

資料：環境課

施策の体系

ごみ処理、リサイクルの推進 — ①適正なごみ処理の推進

— ②ごみの減量化・リサイクルの推進



*1 循環型社会：資源の採取や廃棄が最小で、かつ環境への影響が少ない形で行われ、一度利用したものが繰り返し使用されるなど、環境への負荷を最小限に抑えるシステムを持つ社会。

*1 緑の基本計画：平成6（1994）年6月の都市緑地保全法の改正により、従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画を統合した、緑の総合計画となる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。

施策の方向

①適正なごみ処理の推進

担当課／生活環境部 環境課

①-1 広域でのごみ処理の推進

効果的かつ効率的なごみ処理を推進するため、鳥羽志勢広域連合^{*1}をはじめ、関係機関と協議・調整を図りながら、新たなごみ処理施設やリサイクルプラザの建設を検討し、排出ルールや、収集・運搬方法の共通化を図ります。

①-2 一般廃棄物処分場の整備

既存の焼却処理施設の有効利用を進めながら、最終処分場の適正な維持管理と整備に努めます。

①-3 収集・運搬体制の統一

一般廃棄物処理基本計画を策定し、収集・運搬体制および分別方法の統一を図ります。また、循環型社会づくりに向けて、ごみの再資源化に関する情報提供や意識啓発を推進し、分別収集を徹底します。

(主な事業) * 一般廃棄物処理基本計画策定事業

②ごみの減量化・リサイクルの推進

担当課／生活環境部 環境課

②-1 ごみ発生抑制の意識づくり

ごみの減量化や円滑・適正な処理のため、ごみ問題を市民自らの問題として位置づけ、一人ひとりがごみの発生を抑制するという意識づくりを推進するとともに、市民活動グループの育成に努めます。

②-2 排出抑制の推進

家庭用生ごみ処理機の購入費用の助成や、再資源の回収事業を行う団体に対するリサイクル事業奨励金の交付等、ごみの排出抑制を促すとともに、4R^{*2}のPRに努め、市民、事業者、行政のそれぞれの役割・責任を明確にし、循環型社会の構築に向けた意識改革と連携強化を推進します。

(主な事業) * 生ごみ減量化対策事業
* リサイクル事業

■ (2) 環境保全対策の推進 ■

現状と課題

○ 地球温暖化が世界的な問題となっており、世界各地で発生している干ばつ、熱波、台風の多発などの異常気象の原因とも言われています。平成17年2月に「国際条約・京都議定書^{*1}」が発効され、本格的に温室効果ガス^{*2}の削減に向けた取り組みが求められているところです。本市においても、持続的に発展することができる社会を構築するため、環境への負荷の低減を総合的、計画的に推進していくことが必要です。

施策の体系

環境保全対策の推進——①環境保全対策の推進

施策の方向

①環境保全対策の推進

①-1 地球温暖化対策の推進

担当課／総務部 総務課
企画部 企画政策課
生活環境部 環境課

地球温暖化防止の対策として、温室効果ガス削減を市民一人ひとりの問題として位置づけ、「チームマイナス6%^{*3}」への参加を促進し、温暖化防止に向けた意識の高揚を図ります。また、地球温暖化対策実行計画を策定し、公共施設のエネルギー省力化や低公害車導入を図りながら、クリーンエネルギー^{*4}の活用についても検討します。

①-2 環境保全施策の推進

環境基本計画を策定し、環境の保全等に関する施策を総合的、計画的に推進するとともに、国・県との連携を図り、持続可能な社会^{*5}づくりに努めます。

(主な事業) * 環境基本計画策定事業
* 地球温暖化対策実行計画策定事業

^{*1} 広域連合：平成7（1995）年6月から施行された制度。一部事務組合と同じ特別地方公共団体であるが、国、県から権限移譲を直接受けられること、長や議員が直接または間接の選挙により選出されること、構成市町村に対して一定の独立性を有することなどが異なる。

^{*2} 4R：「リフューズ（Refuse=ごみになるものを買わない）」「リデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse=再使用）」「リサイクル（Recycle=再資源化）」の頭文字を取ったもの。通常、「リフューズ」を除いた「3R」を使うことが多いものの、「リペア（Repair=修理して使う）」を加えて「5R」と言う場合もある。

^{*3} 京都議定書：平成4（1992）年の地球環境サミットで締結された気候変動枠組条約の、大気中の温室効果ガスの増大による地球の温暖化を抑止するという目的を達成するために採択された議定書。先進諸国に対して、平成20～24（2008～2012）年の間に、平成2（1990）年比で温室効果ガスの削減が数値で義務づけられた。

^{*4} 温室効果ガス：温室効果を起こす気体の総称。二酸化炭素・フロン・メタン・一酸化二窒素などを指し、大気中のこれらのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。

^{*5} チームマイナス6%：平成17（2005）年2月16日に発効した京都議定書の目標を達成するための国民的プロジェクト。「温度調節で減らそう」「水道の使い方で減らそう」「自動車の使い方で減らそう」「商品の選び方で減らそう」「買い物とごみで減らそう」「電気の使い方で減らそう」の6つの具体的なアクションプログラムがある。

^{*6} クリーンエネルギー：化石燃料の燃焼や原子力などと違って、廃棄物によって環境を汚染することのないエネルギー（太陽熱・地熱・風力・波力など）を指す。

^{*7} 持続可能な社会：「環境」「経済」「人間・社会」のバランスがとれた社会。環境と開発は不可分の関係にあり、開発は環境や資源という土台のうえに成り立つものであって、持続的な発展のためには環境の保全が必要不可欠であるという「持続可能な開発」の考え方に基づく。

■(3) 上・下水道の整備 ■

現状と課題

- 上水道は、市民に快適で衛生的な生活を提供するためには不可欠な施設であり、貴重な資源である水を安全な水道水として安定的に供給していくことが求められます。
- 自然災害等の緊急時に備えた、水道施設の整備を進めることができます。
- 下水道は、生活環境の改善や公衆衛生の向上に加えて、河川・海洋等の公共用水域^{*1}の水質保全のために重要な施設です。海から多くの恩恵を受ける本市においては、自然環境の保全や水産業の営みを守る観点から、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及による公共用水域の水質保全が求められます。

■上水道の配水量、給水量の推移

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
給水戸数(戸)	23,409	23,602	23,752	23,846	24,178
給水人口(人)	62,344	61,858	61,579	61,113	60,720
年間配水量(m³)	8,585,100	8,414,991	8,358,772	8,301,603	8,263,863
一人あたり年間配水量(m³)	138	136	136	136	136
年間給水量(m³)	7,545,795	7,549,577	7,449,440	7,262,163	7,256,085
一日あたり年間給水量(m³)	20,673	20,684	20,409	19,842	19,880
一日最大配水量(m³)	35,626	32,263	32,032	29,538	31,608
一日平均配水量(m³)	23,521	23,054	22,901	22,682	22,641
現在施設能力(m³/日)	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000
普及率(%)	98.11	98.06	98.35	98.42	98.30

資料：水道事業決算書

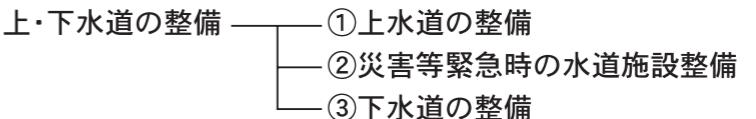
■下水道の状況

(平成17年3月31日現在)

区分	流入水量(m³)	管渠延長(m)	申告個数	接続状況	接続率(%)	供用開始年月日
			世帯(戸)	世帯(戸)		
公共下水道事業	231,728	75,000	2,258	835	37.0	H.10.4.1
農(漁)業集落排水事業	145,405	36,000	996	513	51.5	H.10.4.1
計	377,133	111,000	3,254	1,348	41.4	

資料：下水道課

施策の体系



施策の方向

①上水道の整備

担当課／上下水道部 水道工務課
水道業務課

①-1 水道事業の効率化と経営の健全化

水道事業の効率化を推進するため、給水区域の見直し等を含めた水道事業基本計画を策定します。また、経営の健全化を図るため、水道料金の統一を行うとともに民間委託の検討を進めます。さらに、水源から末端までの給水の一元化を進めるため、南勢志摩水道用水供給事業の志摩系と統合に向けた費用、管理体制等の検討を進めます。

①-2 安全で安定した水の供給

安全で安定した水の供給を推進するため、水質基準を踏まえた水質管理計画を策定します。

①-3 計画的な上水道施設の整備

水道事業の安定的かつ効率的な運営を行うため、実施計画を策定し、配水施設の整備および老朽管更新等の老朽施設の改修を進めます。また、維持管理体制の強化を図るため、遠方監視システムの構築、将来的にG I S^{*1}システムを取り入れた水道管路図の整備を図ります。

(数値目標)		平成17年	平成22年
◆ 水道料金の統一		不均一	均一
◆ メーター使用料の統一		不均一	均一
◆ 加入分担金の統一		不均一	均一
(主な事業)	* 上水道施設整備事業 * 生活基盤近代化事業 * 水道広域化施設整備事業 * 水道管路図整備事業 * 老朽化施設等整備事業 * 簡易水道事業 * 水質計画策定事業 * 遠方監視システム整備事業 * 水道事業基本計画策定事業		

*1 公共用水域：水質汚濁防止法によれば、川、湖、海などはすべて公共用水域に該当するが、個人や会社の庭の池などは含まれない。ただし、農業用ため池など、公共用水域かどうか一義的には決められない場合もある。

*1 G I S：Geographical Information System（地理情報システム）の略。山、川、道路、土地利用区分などをデジタルデータ化し、パソコン上で活用するシステム。

②災害等緊急時の水道施設整備

②-1 離島の災害対策

離島における、災害等による断水の影響を最小限にするため、緊急時の給水拠点施設の整備を図ります。

②-2 配水池の災害対策

災害等緊急時に備えるため、主な配水池への緊急遮断弁等の整備を推進するとともに、給水車の導入を検討します。

(数値目標)		平成17年	平成22年
◆ 渡鹿野地区施設整備基本調査 および給水拠点確保事業	5%	100%	
◆ 緊急遮断弁等整備事業	0%	60%	
(主な事業) * 緊急遮断弁等整備事業			

③下水道の整備

③-1 下水道の整備

公衆衛生の向上および公共用水域の水質保全を図るため、下水道の整備を推進します。

③-2 磯部都市下水路の整備拡充

市街化の進展、降雨量の増大に対応するため、都市下水路の整備拡充を推進します。

③-3 下水道施設の維持管理

浄化センター・中継ポンプ場等の下水道施設の効率的、経済的な維持管理を図るため、修繕・特定消耗品・薬品類等を含めた包括的な民間委託を推進します。

③-4 合併処理浄化槽の普及

下水道処理区域以外の区域においては、合併処理浄化槽の設置に対して補助金^{*1}を交付するとともに、設置や維持管理に関する啓発を行い、合併処理浄化槽の普及に努めます。

(数値目標)		平成17年	平成22年
◆ 合併処理浄化槽の普及	300基	1,500基	
(主な事業) * 特定環境保全公共下水道整備事業 * 漁業集落環境整備事業 * 農業集落排水整備事業 * 磯部都市下水路整備事業 * 浄化槽設置整備事業			

*1 補助金：不足を補うために出す金銭。特定産業の育成や特定施策の奨励など、一定の行政目的を達成するために、国・地方公共団体が公共団体・企業・私人などに交付する金銭。

■(4) し尿処理の推進 ■

現状と課題

- 本市において排出したし尿および浄化槽汚泥は、鳥羽志勢広域連合において処理されていますが、平成19年2月以降は、海洋投棄が全面禁止となるため、陸上で適正に処理するための施設整備を求められています。

■し尿収集処理量の推移

区 分	平成15年度	平成16年度
収 集 区 域 人 口(人)	60,059	61,336
収 集 人 口(人)	56,343	56,699
年 間 総 収 集(kℓ)	37,420	36,644
内 外 処 理 施 設 处 理(kℓ)	0	0
訳 そ の 他 (汚 泥 を 含 む) (kℓ)	37,420	36,644

資料：環境課

施策の体系

し尿処理の推進——①し尿処理の推進

施策の方向

①し尿処理の推進

担当課／生活環境部 環境課

①-1 し尿処理の推進

関係機関と協議・調整を図りながら、鳥羽志勢広域連合による陸上衛生処理施設の整備を促進し、陸上でし尿および浄化槽汚泥の適正処理を推進します。

■(5) 斎場・火葬場の整備■

現状と課題

○ 「斎場あご」は、昭和43年の建設以来、36年が経過し老朽化が進んでいます。また、周辺は住宅や商業施設などの立地による環境の変化が著しいため、市民からは新斎場の建設が望まれています。墓地については、人口増加の著しい地区では、墓地需要の増大から区画不足となっているところがあり、需要に対応するため地域と協働し用地の確保を行う必要があります。

■埋火葬許可件数の推移

(単位：件)

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
火葬	588	650	668	659
埋葬	8	8	1	7
計	596	658	669	666

資料：環境課

施策の体系

斎場・火葬場の整備——①斎場・火葬場の整備

施策の方向

①斎場・火葬場の整備

担当課／生活環境部 環境課

①-1 新斎場の建設

「斎場あご」の老朽化にともなう新火葬場の建設を地域住民の理解を得ながら促進し、効率的な運営を図ります。

①-2 墓地用地の確保

墓地需要の増大に対応して用地の確保に努めるとともに、自治会等による適正な墓地管理を進めます。

(主な事業)
* 火葬場建設事業
* 墓地整備事業費補助事業



第2章

生活・安全の志

— 安全を保ち、快適に暮らす —